

第2回 多摩市公契約審議会 会議録

1 開催日時及び会場

平成24年1月19日（木） 午後3時から 第二委員会室

2 出席者（5名）

出席者 古川会長、脇田副会長、黒木委員、井上委員、志村委員

（欠席：なし）

事務局 福田総務部長 會田総務契約課長、鍋村契約係長

3 審議内容

・議題1 「熟練者と熟練者以外の運用について」

議題説明 （鍋村契約係長が説明を行った。）

会長 技術的には、職種ごとの総労働時間で80%を満たすか否かの判定、また同一人のチェックも可能となったが？

委員 職種ごとの総労働時間ではなく、人で運用した方がよいのでは？

5人未満の少数の職種については、1人は認め、ただし総労働者数全体の20%の範囲内で熟練者以外の人を認めるようにしたらどうか？労働者も理解しやすいのでは？

会長 後で労働者から申し出があった場合にも調査がしやすいが雇用に関して問題がおき、メリット、デメリットの両方を考えなければならない。

同一人が異職種の熟練と熟練以外を兼ねることはよいが、同職種の熟練と熟練以外は兼ねられないということか？

委員 そのとおりである。5000万円位の工事では、5人未満の職種もある。

委員 職種人数が2人の場合、熟練者以外の者も熟練者と同時働くと80%を満たさないことになる。同一人が熟練者と熟練者以外の両方に記載があっても構わないのでは？

会長 施行してみないと判らないことがある。一人の者が異職種にまたがることも可、又一人の者が同職種の中で熟練と熟練以外にまたがることも可とし、職種ごとの総労働時間で運用し、今後の施行状況の中で検証の対象とする。

・議題2 「平成24年度公契約対象案件（案）について」

案件説明 （會田総務契約課長が説明を行った。）

会 長 速記については、労基法の労働者がやっている場合は少ない。家庭内の内職的である。問題を引き起こす可能性があるのでは様子を見たほうがよいのでは？

委 員 公契約対象から外した場合はどうなるのか？

事務局 通常の契約をすることになる。

会 長 外国語指導助手業務のような明らかに単価が903円以上のものまでを対象にする必要はないのではないかと？

委 員 毎年度対象外業務について審議会に諮るのか？

会 長 対象案件は市長が定めることができるので諮る必要はない。

事務局 公契約条例施行規則の第3条に市長が別に定める請負契約を規定することになる。

会 長 この部分については、公契約条例の重要事項なので、公契約審議会への諮問事項だと考える。まず概括的なくくりの中で判断する。

委 員 外国語指導助手業務は規定されていない。

委 員 長期で契約しているものは、平成24年4月から適用されるのか？

事務局 新たな契約をするときから対象となる。

委 員 下限額についても同じ考え方でよいのか？

事務局 長期継続中に903円から下限額があがったとしても下限額はそのままである。

会 長 まず、公契約条例改正施行規則案の第3条に規定されている業務でよいのか確認し、よいのであれば規定されていないものは除外し、また業務を追加するのであれば、規定に追加する。

・議題3 「公契約条例改正施行規則案について」

案件説明 （會田総務契約課長が説明を行った。）

会 長 昨日各コミュニティセンターの指定管理協定については、削除することになりましたが、他に第3条に規定されている業務に追加等のご意見は？

委 員 第3条第1号から第3号及び第5号については2省協定の単価で発注されているのでは？

事務局 委託業務ですので公共工事設計単価では積算していないのでは。

会 長 明らかに下限額を超えている業務については、事業者に

無駄な労力を費やすことになる。

今は903円を超えていても今後ダンピング受注の危険のあるものは対象としたほうがよいのでは？

事務局案の内容でいいのではないか。

委員 この公契約が、ディーセントワークを行政が主導して実現するという趣旨であれば、適宜検証をすべきだと思います。

会長 このほか公契約条例改正施行規則案について、ご意見は？

委員 第9条の過半数の母数は？

事務局 議決時は、議長を除く委員の過半数であり、定足数時には議長を含めた過半数である。

・議題4 「答申案について」

案件説明 (會田総務契約課長が説明を行った。)

会長 とおりという記載は、強制的であるので、こうすることが、妥当であるとの全員一致の見解を得たとするほうがよいのでは？

また、割合については、基準が記載されていないので、職種ごとの総労働時間を基礎する80%と記載したほうがよいのでは？

重要事項については、多摩市公契約条例改正施行規則案については了承としたと追記したほうが？

文言整理については、私と事務局に一任させていただきます。

・議題5 「次回の審議会の開催について」

案件説明 (會田総務契約課長が説明を行った。)

会長 事務局提案のあった7月中旬頃で調整をする。